

平成27年7月3日

各 位

会 社 名 株式会社サンオータス
 代表者名 代表取締役社長 北 野 俊
 (JASDAQ コード番号 : 7623)
 問合先 常務取締役管理本部長 古川 晴 男
 TEL045-473-1211 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成27年7月3日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年7月22日開催予定の当社第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任を法令で定める限度の範囲内で、取締役会の決議をもって免除することができる旨の規定、ならびに取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第30条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。また上記条文の新設に伴う条数の変更、および「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第30条～第32条 <省略></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で同法第423条第1項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第33条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第33条</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>第34条～第48条 <省略></p>	<p>(監査役の任期) 第34条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>第35条～第49条 <現行どおり></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年7月22日
定款変更の効力発生日	平成27年7月22日

以上